



検索



「グランデはがくれ」リニューアルオープンの2月16日。コース料理を  
 頂きながらテーブルマナーを学びました。  
 三根西小学校(令和2年度6年生)



ようこそ！公立学校共済組合へ



も	新しく共済組合員になられた方へご案内	2	貸付について	10~11
	健康管理について	3	標準報酬月額の設定・改定	12
<	短期給付一覧表	4~5	産前産後休暇等の掛金免除手続きについて	13
	被扶養者認定手続きについて	6~7	「グランデはがくれ」からのお知らせ	14~16
じ	年金制度について	8~9		

# 新しく公立学校共済組合員になられた方へ

新しく公立学校共済組合員になられた方（新規採用職員、臨時的任用職員等）へ公立学校共済組合佐賀支部の事業を簡単に紹介します。

## <短期給付事業>

主に健康保険関係の事業です。組合員証（保険証）の発行に始まり、組合員及び被扶養者が病氣やけが、出産、死亡、休業、災害等の事由により被る経済的負担を補填又は軽減することを主な目的として給付を行います。

※詳しくは4～7ページをご覧ください。



## <長期給付事業>

各種年金関係の事業です。組合員が退職するとき、障害認定を受けたとき、死亡したときに組合員またはその遺族の生活の安定を図ることを目的として給付を行います。

※詳しくは8～9ページをご覧ください。



## <福祉事業>

### 【貸付事業】

組合員が資金を必要としたときに貸付を行う事業です。

※貸付申込日時点で組合員期間が6ヵ月未満の方は貸付できません。

※詳しくは10～11ページをご覧ください。



### 【福利事業】

組合員及びその被扶養者の健康増進、生活充実等を目的として行う事業です。

- ・ 特定健診・・・40歳以上の被扶養者を対象に受診券(無料)を7月に所属あてに送付します。緑色の封筒に入って届きますのでご確認ください。
- ・ 特定保健指導・・・該当者には10月頃から委託業者のSOMPOヘルスケアより随時御連絡します。
- ・ 専門検診関係・・・各種補助決定通知を4月に該当年齢の方に送付しています。  
※詳しくは3ページをご覧ください。  
また「大腸がん検診（検便）」を9月頃に募集予定です。
- ・ 教職員相談事業・・・6月に配付しました4つ折りの小さな案内をご覧ください。
- ・ 各種セミナー等・・・「ライフプランセミナー」「禁煙セミナー」「健康増進セミナー」「ウォーキンググランプリ」等を実施し、参加者には特典や景品など準備しています。
- ・ グランデはがくれ利用補助・・・「婚礼利用補助」「法事利用補助」等のお得なプランを実施しています。

※詳しくは14～16ページをご覧ください。



## 公立学校共済組合員の健康管理について

職員の皆様は労働安全衛生法に基づき、年に一度は健康診断を受けて事業主（教育委員会等）に報告していただく必要があります。健康診断の結果は法令に基づき収集し皆様の健康管理に利用させていただきますので必ず受診してください。

また、4月に所属あてに送付しました「専門検診補助クーポン券」もぜひご利用ください。

※健康診断とは「職場の定期健康診断」または「人間ドック」のどちらも該当しますので、選択は個人の自由です。

※昨年度同様、臨時的任用職員の方も公立学校共済組合員となり「専門検診補助」の対象となっていますが、教職員互助会が実施する「人間ドック補助」の対象にはなっていませんのでご注意ください。

### 【今年度の変更点】

- ・「専門検診補助決定通知書」の名称が「専門検診補助クーポン券」に変わりました！
- ・新規事業として50歳以上の男性組合員を対象に「前立腺がん検診補助」を実施します！

### 【定期健康診断を受診する場合】

・各所属の健康診断担当に受診を希望する旨を伝え、各所属で決められた日程に従って、受診してください。

※「専門検診補助」を利用する場合は、個人で医療機関を予約し、令和3年10月末までに受診してください。

### 【人間ドックを受診する場合】

・個人で医療機関を予約し、令和3年10月末までに受診してください。

※「人間ドック補助」については教職員互助会にお尋ねください。

※教職員互助会の「人間ドック補助」対象外の方が人間ドックを受けられる場合は「健診結果」を所属の健康管理担当に提出してください。

※「専門検診補助」を人間ドックと併せて受診できる医療機関もあります。

詳しくは「専門検診補助クーポン券」に添付しています「指定医療機関一覧」でご確認ください。



### <4月下旬に配布した各種専門検診補助クーポン券のイメージ>

(40歳以上5年に一度) (41歳以上2年に一度) (20歳以上2年に一度) (50歳以上)

令和3年度 頭部MRI・MRA検診 補助クーポン券 補助額(上限)10,000円 公立学校共済組合	令和3年度 乳がん検診補助クーポン券 補助額(上限)5,000円 公立学校共済組合	令和3年度 子宮頸がん検診補助 クーポン券 補助額(上限)3,000円 公立学校共済組合	令和3年度 前立腺がん検診補助 クーポン券 補助額(上限)2,000円 公立学校共済組合
---	--	--	--

※該当する年齢の方に送付しています。

※利用するかどうかは自由ですので、利用しない場合は各自で破棄してください。

# 短期給付一覧

組合員及び被扶養者が病気やケガ

【給付対象者】 黒字：組合員 緑字：被扶養者 青字：共通

給付事由	給付名	給付概要	請求方法
病気や負傷	療養の給付 家族療養の給付	組合員(被扶養者)が病院で組合員証を使用して診療を受けたとき 給付額 総医療費のうち7割を共済が負担(3割窓口負担) ※被扶養者が6歳に達する日以降の年度末まで(2割窓口負担) 70歳以上(現役並み所得者を除く)(2割窓口負担)	自動給付
	入院時食事療養費	組合員(被扶養者)が病院で食事療養を受けたとき 給付額 食事に要した費用から自己負担額(原則として1食につき460円)を控除した額を共済が負担	
	訪問看護療養費 家族訪問看護療養費	組合員(被扶養者)が重度の障害等により医師の承認を受けた上、自宅において指定事業者から指定訪問看護を受けたとき 給付額 指定訪問看護に要した費用のうち7割を共済が負担	
	一部負担金払戻金☆ 家族療養費附加金☆	組合員(被扶養者)の保険適用の窓口負担が、25,000円(注1)を超えているとき 給付額 窓口負担額(3割)から25,000円(注1)を差し引いた額(100円未満切捨て)	
	高額療養費	組合員(被扶養者)の保険適用の窓口負担が一定額(注2)を超える場合 給付額 窓口負担額のうち自己負担限度額(注2)を超えた額	
病気や負傷	療養費 家族療養費	①組合員(被扶養者)がやむをえない事情により組合員証を使用しないで病院で受診したとき ②組合員証(被扶養者証)が使用できないもののうち、医師が治療上必要と認めた場合(コルセット等の治療用装具、はり、きゅう、マッサージ等) ※①②ともに共済組合が認めた場合 給付額 総医療費のうち7割を共済が負担(3割は自己負担)	請求書提出(注5)
	出産費(同附加金☆) 家族出産費(同附加金☆)	組合員(被扶養者)が出産したとき(出産のみでなく、死産および妊娠85日以上の流産も対象となります) 給付額 404,000円(附加金50,000円) ※産科医療補償制度対象分娩の場合、16,000円を加算して42万円を支給	
出産したとき	出産手当金	組合員が出産のために学校等を休み、給与が減額されたとき 給付期間 出産前42日(多胎妊娠の場合は98日)、出産後56日 給付額 1日につき「出産手当金等支給開始日の属する月以前の直近の継続した12か月間の各月の標準報酬月額」×1/22×2/3	
死亡したとき	埋葬料(同附加金☆) 家族埋葬料(同附加金☆)	組合員(被扶養者)が死亡したとき 給付額 50,000円(附加金25,000円)	
	弔慰金	組合員が水震火災その他の非常災害で死亡したとき 給付額 標準報酬の月額額(注4)	
	家族弔慰金	被扶養者が水震火災その他の非常災害で死亡したとき 給付額 標準報酬の月額額(注4)の7割	

(公務時以外)、出産、死亡等のときに次の給付が受けられます。

給付事由	給付名	給付概要	請求方法
休業したとき	育児休業手当金	組合員が育児休業をした場合 <b>給付期間</b> 対象となる子が1歳に達するまでの期間（ただし、子が1歳に達した日後について保育所に入所できない等、特別の事情に該当する場合に限り、最大2歳に達する日まで延長） <b>給付額</b> 1日につき 最初の180日までは標準報酬の日額 <sup>(注3)</sup> × 67 / 100 180日経過後標準報酬の日額（注3） × 50 / 100 （給付上限相当額あり）	請求書提出 <sup>(注5)</sup>
	介護休業手当金	組合員が介護休業をした場合 <b>給付期間</b> 介護休業の日数を通算して66日をこえないもの <b>給付額</b> 1日につき標準報酬の日額（注3） × 67 / 100 ※報酬の一部が支給される場合は、給付額が調整されます。	
	傷病手当金 〈同附加金☆〉	組合員が公務によらない病気やけがで勤務できなくなったとき <b>給付期間</b> 傷病手当金 1年6月 同附加金 6月（上記終了後）（退職後は給付対象外） <b>給付額</b> 1日につき「傷病手当金等支給開始日の属する月以前の直近の継続した12か月間の各月の標準報酬月額平均額」 × 1 / 22 × 2 / 3	
災害に遭ったとき	災害見舞金	組合員が災害により、住居や家財に損害を受けたとき （損害の程度により給付されない場合もあり、現地調査が必要となりますので、事由が発生した場合はすぐに電話連絡してください） <b>給付額</b> 損害の程度により標準報酬の月額（注4）の3ヵ月分～0.5ヵ月分	

※ ☆印は法定給付に上乗せして、公立学校共済組合が独自に行っているものです。（附加給付）

(注1)標準報酬の月額が530,000円以上の場合は50,000円となります。

(注2)高額療養費の自己負担限度額（70歳未満の者）

所得区分	標準報酬月額	自己負担限度額	多数回該当 <sup>※</sup>
ア	830,000円以上	252,600円 + (総医療費 - 842,000円) × 0.01	140,100円
イ	530,000円以上	167,400円 + (総医療費 - 558,000円) × 0.01	93,000円
ウ	280,000円以上	80,100円 + (総医療費 - 267,000円) × 0.01	44,400円
エ	280,000円未満	57,600円	44,400円

※ 多数回該当・・・診療月を含む過去1年以内の高額療養費給付が3回以上ある場合の4回目以降

(注3)標準報酬の日額・・・標準報酬の月額 ÷ 22

(注4)標準報酬の月額・・・実際に支給された全ての報酬月額を標準報酬等級表にあてはめて決定する額

(注5)請求行為（請求書提出）により支給される給付金は、その給付事由が生じた日から2年以内に請求しなければ、時効により給付金を受給する権利が消滅します。





## 被扶養者の認定要件を確認してみましょう!!

### 《被扶養者の認定取消手続きが必要となる事例》

取消事由	事 例	取 消 日
就 職	就職や結婚等により他の健康保険（社会保険）に加入したとき (年間収入が130万円未満であっても社会保険の被保険者になれば取消となります。)	就職日（婚姻日） 社会保険資格取得日
収入超過	アルバイト等による収入が年額130万円以上又は月額108,334円以上の収入が見込まれるとき	就労初日
	公的年金受給者は年額180万円以上が見込まれるとき ※遺族年金、障害年金も含まれます。 アルバイト等による収入がある者が年金支給開始となり、 年金額と収入額の合計年額が180万円以上又は月額15万円以上が見込まれるとき	年金証書・年金改定 通知書等の受領日
	月額108,334円以上の収入が3か月連続で超えたとき (公的年金受給者は15万円以上)	4か月目の初日
	雇用保険(失業等給付)の基本手当日額が3,612円以上のとき (待機期間、給付制限期間は支給されないため、被扶養者として認定できません。)	受給開始日
	確定申告により認定基準年額以上になった場合 ※個人年金や株の配当金も収入に含まれます。	税務署等の受付日又は 確定申告最終日
別 居	同居を条件とする被扶養者と別居したとき	別居の日
送 金	別居している父母等への送金額が認定要件の基準額未満になったとき ※基準額＝収入合計額（送金額を含む）の3分の1以上	認定要件の基準額未満 になった月の初日

#### 〈認定申告について〉

※原則として、「主として組合員の収入によって生計を維持している者」であること。

離職等により被扶養者の資格要件を備えた場合は、その事実の生じた日から30日以内に、所属所を經由して被扶養者の認定申告を行ってください。

30日を超えて申告された場合は、所属所長が受け付けた日が認定日となりますので、ご注意ください。

#### 〈被扶養者の現況把握を確実に！認定取消が遅くなってしまうとこんなことに！〉

被扶養者の認定要件を欠くことになった場合、事実発生日まで遡って認定取消となりますので、速やかに被扶養者の取消手続きを行ってください。

なお、取消日以降の医療費（共済組合が医療機関に支払った7割分）及び、各種給付金についても全額返還していただくこととなります。

**被扶養者認定に要する書類** 【国内居住要件の例外に該当する提出書類は、所属事務担当者へご確認ください】

提出書類	認定の種類	学生等		収入皆無の者	家事従事者	年金・恩給等の収入のある者	農業・営業等の収入のある者	パート・アルバイト等で収入のある者	収入の減少による者	無職無収入の者	離職による者	病気療養中の者
		学生	学生に準じる者									
被扶養者申告書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
扶養理由書		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
在学証明書		○	○									
市町村民税課税所得証明書(世帯全員分)		○	○	○	○	○	○	○		○	○	○
戸籍謄本		○	○	○	○	○	○	○		○	○	○
恩給・年金証書・改定通知書等の写					○							
雇用証明書(雇用契約書)		△	△					○	○			
給与支払(見込)証明書		△	△					○	○			
その他	注1						注2			注3	注4	

注1) 事実発生年月日の確認できる書類が必要です。(出生を除く)  
 注2) 確定申告書(収支内訳書)等の写し・農業収入の場合は、従事割合に関する申立書も別途必要です。  
 注3) 離職証明書(写)か雇用保険受給資格者証(写)が必要です。(従前加入の健康保険資格喪失証明書を求めることがあります)  
 注4) 医師の診断書(写)・身体障害者手帳(写)が必要です。(取消は埋葬許可書(写)で可)  
 ※△印は、収入がある場合は必要です。 ※同居を要する親族については、住民票謄本が必要です。  
 ※扶養替により認定する場合、従前加入の健康保険資格喪失証明書が必要です。  
 ◎必要に応じて他の添付書類を求めることがあります。(取消も同様)

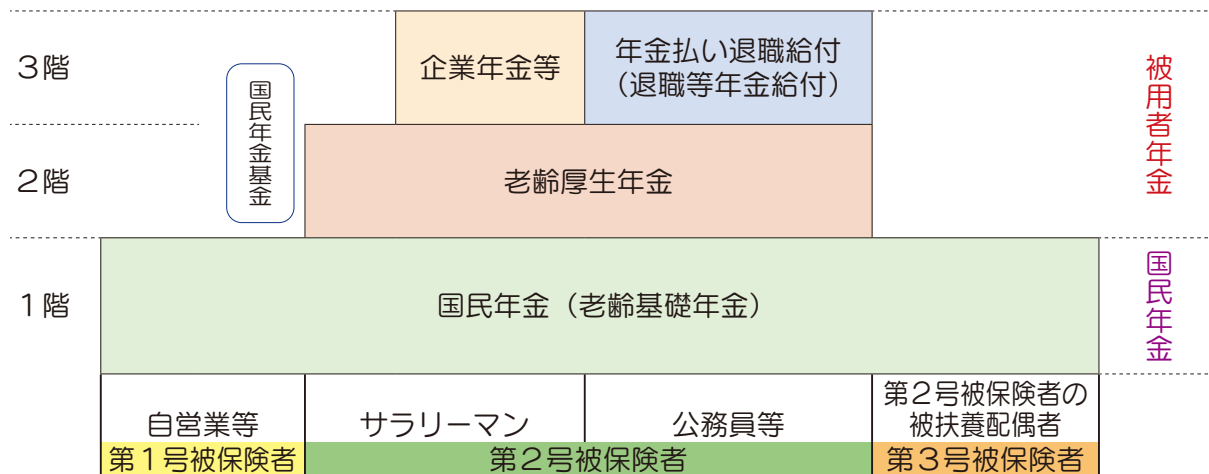
**被扶養者取消に要する書類** 【国内居住要件に該当する提出書類は、所属事務担当者へご確認ください】

提出書類	取消の種類		パート・アルバイト等で認定基準を超える場合	年金・恩給が認定基準を超える場合	農業・営業等が認定基準を超える場合	雇用保険の基本手当日額が認定基準を超える場合	扶養替をする場合に組合員以外の者に	死亡による場合	扶養になる場合	結婚して他の者の
	あ社会保険の適用がある場合	が社会保険の適用がない場合								
被扶養者申告書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
社会保険証の写	○						○ 被扶養者			
雇用証明書		○	○							
給与支払(見込)証明書		○	○							
年金証書・改定通知書・恩給等の写				○						
雇用保険受給資格者証の写						○				
戸籍謄本										○
その他					上記注2			上記注4		

## 公的年金制度のしくみ

公的年金は国民年金と被用者年金に分けられ、国民年金は日本国内に住所を有する20歳～60歳未満の者全員に加入義務があります。

被用者年金は、サラリーマンや公務員等を加入対象とし国民年金に上乗せして支給されます。



○年金制度は上図のように3階建てになっています。

○2階部分は、年金制度の一元化により、平成27年10月1日に共済年金制度は厚生年金制度に統一され、公務員や私学教職員も70歳まで加入でき、基礎年金に上乗せする「厚生年金」です。

○3階部分は、私たちが加入する共済組合独自の年金です。一元化に伴い従来の職域年金部分は廃止され、新たに「年金払い退職給付」となります。

## 再就職をすると年金が支給停止されることがあります

老齢・退職給付の年金受給者のうち①～③に該当する方は、在職中、年金の全部または一部が停止されることがあります。

- ① 民間会社等に勤務して厚生年金保険に加入している方、または70歳以上で厚生年金保険の適用事業所に勤務している方
- ② 国会議員・地方議会議員の方
- ③ 常勤（再任用職員・臨時的任用職員）の公務員など組合員として在職している方  
(障害給付の年金受給者も対象です。)

### ◎ 年金支給停止額の計算方法は？

#### 【65歳未満の方】

$$* \text{支給停止額 (月額)} = \{ (\text{賃金の月額} + \text{年金の月額}) - \text{基準額 (28万円)} \} \times 1 / 2$$

#### 【65歳以上の方】

$$* \text{支給停止額 (月額)} = \{ (\text{賃金の月額} + \text{年金の月額}) - \text{基準額 (47万円)} \} \times 1 / 2$$

(注) 賃金の月額・・・勤務先で決定されている「標準報酬月額+直近1年間の標準賞与額×1/12」の額

(注) 年金の月額・・・支給定額の計算対象になる年金は、「(退職共済年金+老齢厚生年金)×1/12」の額

(注) 基準額・・・65歳未満の方は月額28万円、65歳以上の方は月額47万円です。

(令和4年4月1日(施行)から65歳未満も支給停止の基準額は月額47万円に引上げられる予定)



# 老齢厚生年金の受給開始年齢は・・・？

○老齢厚生年金は何歳から受給できるのでしょうか？

老齢厚生年金の受給開始年齢は原則65歳から受給できます。

また、厚生年金被保険者期間（当共済組合の組合員期間も該当します。）が1年以上ある場合、生年月日によっては、65歳前から受け取ることもできます。

## ◎老齢厚生年金の受給要件

- ①生年月日に応じた支給開始年齢に達していること
- ②厚生年金被保険者期間があること
- ③受給資格期間（注1）が10年以上あること

注1）公的年金を受給する資格があることを判定するための期間をいいます。

厚生年金被保険者期間、国民年金の保険料を納めた期間や納付を免除された期間などを通算して10年以上あれば受給資格を満たしていることとなります。



## ◎特別支給の老齢厚生年金の受給要件（厚生年金被保険者期間が1年以上の場合）

生年月日	年齢
昭和32年4月2日 ～ 昭和34年4月1日生まれ	63歳
昭和34年4月2日 ～ 昭和36年4月1日生まれ	64歳
昭和36年4月2日 以後生まれ	65歳

（注）老齢厚生年金の受給権が在職中に発生した場合は、年金の一部または全額が支給停止となる場合があります。

## 年度途中の資格取得・退職時のお願い

該当者		資格取得時	退職時
正規職員 再任用職員 (フルタイム) 臨時的任用職員	年金を受給していない	<ul style="list-style-type: none"> <li>○共済組合員申告書 他支部、他共済の履歴を確認し有りの者は必ず☑を入れる。</li> <li>○転入届の提出 (注) 他共済とは地方職員共済、国家公務員共済、市町村共済、警察共済（他県含む）</li> </ul>	<p>退職後、しばらくしてから年金が支給される方 将来の年金請求に備えて、年金待機者として登録しておくこととなります。 (提出書類) ・退職届書※1・・・原本とコピー ・履歴書の写し・・・1部（退職日まで記載）</p>
	年金を受給している	<ul style="list-style-type: none"> <li>○共済組合員申告書 他支部、他共済の履歴を確認し有りの者は必ず☑を入れる。</li> <li>○転入届の提出 (注) 他共済とは地方職員共済、国家公務員共済、市町村共済、警察共済（他県含む）</li> <li>○年金受給権者再就職届書の提出 (常勤教職員として期間が空いて再就職した方)</li> </ul>	<p>すでに年金が「決定」している方は、退職時には年金の「改定」請求を行います 再度退職後に、再就職分の期間を加えた年金に改定されます。 (提出書類) ・年金「改定」請求書※2・・・原本とコピー ・履歴書の写し・・・1部（退職日まで記載） ・終身退職年金・有期退職年金「決定」「改定」請求書等・・・1部（65歳以上の者）</p>

※1 退職届書はホームページよりダウンロードし、原則として退職日より1週間以内に提出してください。

※2 「改定」請求書等は様式を学校に送付しますので、早めに佐賀支部までご連絡をお願いします。

【問合せ先】 公立学校共済組合佐賀支部 給付課 年金担当 TEL 0952-25-7225

## 貸付金制度について

貸付金は、「一般貸付」や「住宅貸付」など用途に応じて貸付種別が異なります。

貸付種別によって、貸付限度額や申込時の添付書類が異なりますので、お気軽にお問い合わせください。



貸付種別	貸付事由の主旨	貸付限度額	償還回数
一般貸付	組合員が臨時に資金を必要とする場合	200万円	120回以内
特別貸付	再任用組合員等が臨時に資金を必要とする場合	給料月額×3 / 10×残任期月数 ただし、200万円まで	残任期月数以内
住宅貸付金	組合員が自己の用に供するための住宅の新築、増築、改築、移築、修理、購入若しくは借入れ又は住宅の敷地の購入、借入れ若しくは補修（以下「新築等」という。）をするため資金を必要とする場合	組合員期間に応じた額と仮定退職手当の額のいずれか高い額 ただし、1800万円まで	360回以内
住宅災害貸付	組合員が自己の用に供するための住宅又は住宅の敷地が水震火災その他の非常災害により5分の1以上又はこれと同程度の損害を受け、住宅の新築等をするために資金を必要とする場合	住宅貸付に係る貸付限度額の2倍に相当する額 ただし、1900万円まで	360回以内
在宅介護対応住宅貸付	組合員が要介護者に配慮した構造を有する住宅又は介護に必要となる機器が設置された住宅の新築等をするための資金を必要とする場合	300万円	360回以内
教育貸付	組合員又はその被扶養者若しくは子、孫若しくは兄弟姉妹等で次の教育機関で修学するため組合員が資金を必要とする場合①中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部及び高等専門学校（学校教育法第1条）、②高等専門学校（学校教育法124条）、③予備校などの各種学校（学校教育法第134条）、④海外の教育機関（留学期間が3か月以上で、正規の修業年限が1年以上ある教育機関）	550万円	250回以内
災害貸付	組合員又はその被扶養者が水震火災その他の非常災害を受けたため資金を必要とする場合	200万円	120回以内
医療貸付	組合員又はその被扶養者若しくは配偶者、子、孫、兄弟姉妹若しくは父母（配偶者の父母も含む。）で被扶養者でない者が療養（高額医療貸付けの対象となる療養を除く。）を受けるため組合員が資金を必要とする場合	120万円	110回以内
結婚貸付	組合員又はその子が結婚をするため組合員が資金を必要とする場合	200万円	120回以内
葬祭貸付	組合員がその被扶養者又は配偶者、子、孫、兄弟姉妹若しくは父母（配偶者の父母を含む。）で被扶養者でない者の葬祭を行うため資金を必要とする場合	200万円	120回以内
高額医療貸付	地方公務員等共済組法第62条の2に規定する高額療養費の支給の対象となる療養を受けるため組合員が資金を必要とする場合	高額療養費相当額	高額療養費支給時に一括して控除
出産貸付	地方公務員等共済組法第63条に規定する出産費又は家族出産費の支給の対象となる出産（出産費等の直接支払制度の適用を受ける出産を除く。）に係る支払のため組合員が資金を必要とする場合	出産費又は家族出産費相当額	出産費又は家族出産費支給時に一括して控除

※ その他の貸付金等の詳細については、共済組合へお問い合わせください。

公立学校共済組合佐賀支部 貸付担当 TEL 0952-25-7225



## 貸付金に関するQ & A

### Q. 貸付の申し込みをしたい場合は、どうしたらいいの？

- A. 各所属に共済事務担当者がいますので、まずは事務担当者にお尋ねください。

### Q. 貸付申込手続きはいつまでにすればいいの？

- A. 書類一式の締切日・・・毎月25日 / 貸付日・・・締切日の翌月25日

締切日直前の提出で書類に不備があった場合、翌月に貸付できないことがありますので、書類一式を事前にFAXにて送付していただきますようお願いいたします（毎月20日まで）。

### Q. 既に「教育貸付」を受けている場合、「教育貸付」として追加で資金を借りることはできるの？

- A. 同一種別の貸付を希望する場合は、当該貸付の未償還元金を新たな貸付金から差し引くことで、貸付を行うことができます。（「借換え」といいます。）

※ただし、「一般貸付」のみ、現に貸付を受けている一般貸付の貸付月の初日から起算して2年間を経過する日まで借換えを行うことはできません。

### Q. 途中で一括返済はできるの？

- A. 一部繰上償還と全額繰上償還という制度があり、申出書の提出があれば繰上返済が可能です。

※一部繰上償還及び全額繰上償還の受付日は次の通りです。

一部繰上償還・・・6月1日～7月10日、11月1日～12月10日（期末勤勉手当の時期のみ）

全額繰上償還・・・毎月10日必着

### Q. 教育貸付において、後援会費、同窓会費は貸付の対象となるの？

- A. 後援会費や同窓会費は、任意ではなく学生全員に支払い義務があることが書類により確認できた場合に限り貸付の対象となります。

### Q. 育児休業中及び無給休職中の貸付は可能なの？

- A. 原則貸付可能です。ただし、無給休職が長期間にわたっている場合等は、償還の確実性の観点から検討させていただく場合があります。



## 標準報酬月額の設定・改定について

共済組合の掛金（保険料）や給付の算定の基礎となる標準報酬月額（等級）は、毎年1回行う定時決定のほか、資格取得時決定、随時改定、育児休業等終了時改定などにより見直し（決定・改定）されます。今回は、その中の「育児休業等終了時改定」について説明します。

### 【育児休業終了時改定とは】

育児休業等を終了して報酬が変動した際、すでに決定されている標準報酬月額と比べて1等級以上の差が生じた場合に、組合員が申出を行うことにより標準報酬を改定することができる制度です。育児短時間勤務等の取得により報酬が減額される場合や復職調整等により報酬が上がった場合にも申出を行うと改定することができます。この改定を「育児休業等終了時改定」といいます。

#### ◆対象となる方◆

- ①育児休業等を終了した日において、当該育児休業に係る3歳未満の子を養育する方（※1）
- ②当共済組合に申出を行った方（※2）
- ③育児休業等を終了した日の翌日に産前産後休業を開始していない方

※1 養育とは、同居し監護することをいいます。

※2 申出を行わない場合でも、要件を満たした場合は「随時改定」が行われます。



#### ◆算定方法◆

育児休業等を終了した日の翌日が含まれる月以後の3か月間（※3）に受けた報酬の平均額を「報酬月額」として「標準報酬月額」に当てはめて、標準報酬を算定します。算定した標準報酬と従前の標準報酬とを比較して1等級以上の差があれば、標準報酬を改定します。

※3 支払基礎日数が17日未満である月は除きます。3か月とも支払基礎日数が17日未満であるときは、育児休業終了時改定は行いません。

## 令和3年4月から介護掛金・負担金の率が変わりました

（単位：千分率）

令和3年3月まで	介護掛金	7.49	➔	令和3年4月から	介護掛金	8.90
	介護負担金	7.49				介護負担金

## 産前産後休暇・育児休業中の掛金免除に関する手続き

産前産後休暇の期間は掛金等の免除を受けることができます。

産前産後休暇に入る前に「掛金免除申出書」及び「添付書類」を共済組合へ提出してください。

### 【提出書類】

#### 1 「産前産後休業掛金免除（変更）申出書」

※様式はホームページからダウンロードできます。

※掛金免除期間は、出産（予定）日を基準として産前42日（多胎妊娠の時は98日）、産後56日間となります。また、出産（予定）日は産前に含みます。

- 2 産前産後休暇の期間及び取得が確認できる書類（「休暇承認簿」等の写し）
- 3 出産予定日及び出産予定人数が確認できる書類（「母子手帳・妊娠証明書」等の写し）
- 4 実際の出産日が出産予定日と異なったときは、「掛金免除変更申出書」と出産日が確認できる書類（「出産証明書」等の写し）



育児休業の期間は掛金等の免除を受けることができます。

出産されましたら、「育児休業掛金免除申出書」を提出してください。

### 【提出書類】

#### 1 「育児休業掛金免除（変更）申出書」

※様式はホームページからダウンロードできます。

- 2 「辞令書」の写し
- 3 育児休業期間の短縮、延長があるときは、「育児休業掛金免除変更申出書」の提出が必要となります。

※育児中に新たに産休に入ることになった場合も、「育児休業掛金免除変更申出書」の提出が必要です。

# 「グランデはがくれ」法事利用補助事業

「グランデはがくれ」で  
法事(法要後の会食)を利用された組合員様に、  
ご利用金額の**半額**(※上限5万円)の補助が出ます。

**補助条件**

次のすべての条件を満たす場合に補助が出ます。  
①法事の故人が、**組合員の親族等(※1)**の場合。  
②施主が、組合員、組合員の配偶者、父母(姻族を含む)、  
組合員の兄弟姉妹、組合員の祖父母の場合。  
③組合員が法事の経費を負担する場合。  
※親族以外が多数集まることを目的とする「偲ぶ会」、「お別れの会」等は対象外となります。

**補助額**

ご利用金額の2分の1  
(上限5万円、1,000円未満切り捨て)

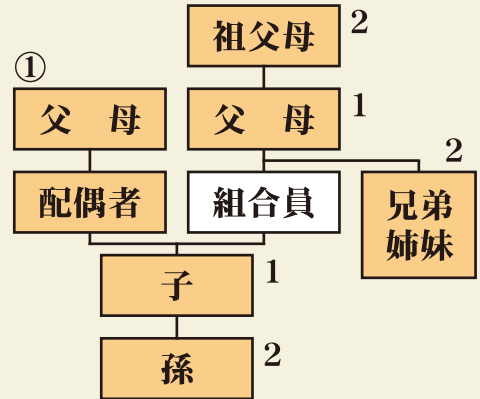
**申請方法**

補助を希望される組合員の方は、「グランデはがくれ」にご予約いただいた後、別紙「法事利用補助事業申請書」を当日「グランデはがくれ」にご提出ください。  
※申請の際、「組合員証」のご提示をお願いします。※「法事利用補助事業申請書」は、グランデはがくれにもご用意しております。  
※当日ご記入される方は、組合員様本人の認印をご持参ください。※領収書の宛名は申請される組合員様の氏名が記載されます。

**補助方法**

当該組合員様の法事利用に係る経費から上記の補助額を差し引いた金額をお支払いくださいませ。

(※1) 組合員の親族等



※1 組合員の親族等とは、組合員の配偶者、父母(姻族を含む)、子、兄弟姉妹、孫、祖父母(上図を参照)。

## ご法宴のご案内

■ 思い出のひとつ、大切なお席に、まごころ込めたおもてなしをいたします。

当ホテルでご注文をいただいた返礼品も補助の対象になります。



法要特別会席 **牡丹** ぼたん  
お一人様 **7,700円**



法要会席 **桔梗** ききょう  
お一人様 **6,600円**



法要会席 **蓮華** れんげ  
お一人様 **5,500円**

※掲載の料金には、消費税とサービス料が含まれております。※写真はイメージです。※季節によって料理の内容は異なります。



※写真は「仕出し御膳5,400円」のイメージです。

仕出し御膳(お持ち帰り・配達)も補助の対象になります。

■ 仕出し御膳… 5,400円(税込)、4,320円(税込) ※その他、ご予算に合わせて承ります。

配達は10個から承ります。

ご注文は3日前までをお願いします。

配達可能地域/佐賀市、小城市、多久市、杵島郡、神埼市、吉野ヶ里町、上峰町、みやき町、鳥栖市  
※その他、上記の地域の近郊の方はお問合せください。※お持ち帰りは10個未満でも承ります。



組合員様先のご予約承り中！数量限定につきお早目にご予約をお願いいたします。

夏  
おせち

グランデはがくれ特製

ご家族でのお集りに！夏の新しい宅食スタイルのご提案！！

- 予約受付期間：2021年7月1日(木)～7月31日(土)
  - お渡し(配達)日時：8月13日(金)の午前中／8月14日(土)の午前中
  - 販売価格：11,000円(税込)→組合員様は特別価格 8,000円(税込)
  - 販売数量：8月13日・14日／各日100個限定(合計200個)
- ※お支払いは事前に現金またはお振込みでお願いいたします。

佐賀県内  
無料配送

数量  
限定

※クール便でお届けいたします。

公立学校共済組合佐賀支部からの補助により、組合員の皆様は11,000円のところ特別に8,000円(税込)でご購入いただけます。

詳しくは  
当ホテル  
HPで!!

※イラストはイメージです。



新型コロナウイルス感染拡大の影響で消費が減少する佐賀県内の食材の需要拡大と、新たな夏の宅食スタイルのご提案として、今年は「夏おせち」を企画いたしました。「夏おせち」は、佐賀県産食材を取り入れたオードブルやメインディッシュ、華やかなデザートなどを組み合わせ、豪華二段重で構成しております。是非ご利用ください。

教職員様応援！支え愛企画！学校行事やお食事には是非ご利用ください

グランデはがくれの味を、学校やご家庭でも・・・

★お持ち帰りの方は配達料分をサービス！

宅配弁当・仕出し御膳

販売期間／令和3年8月31日(火)まで

★仕出し御膳も  
ご予算に合わせて  
各種承ります。



※写真はイメージです。

■ 会席御膳 松(まつ)  
… 5,400円(税込)



■ 教職員様応援！スペシャル弁当

教職員様限定特別価格!!  
1,700円(税込)

今だけ!!  
ペットボトル  
お茶付き!!

佐賀牛  
すき焼き  
入り

※料理の内容は仕入れ状況や季節によって異なります。※代金のお支払いは商品と引き換えてお願いします。  
※お渡し時間は11:00～18:00の間で承ります。※表示価格は全て税込です。※その他、ご予算に合わせて承りますのでお気軽にお問い合わせください。

ご予約・ご注文はグランデはがくれ

TEL 0952-25-2212

電話受付時間 9:00～20:00

FAX 0952-24-2727

FAX24時間受付 ※折り返しの電話確認をいたします。

※ご注文は3日前までにお願いします。

◆ 配達は10個から承ります。

※1700円(税込)以上のお弁当が対象です。

◆ 配達可能地域は、  
「佐賀市天神2丁目を中心に  
片道1時間以内の距離」を  
目安とさせていただきます。  
佐賀市、小城市、多久市、杵島郡、神埼市、  
吉野ヶ里町、上峰町、みやき町、鳥栖市など  
※上記近郊の方はお問い合わせください。

お持ち帰り  
は1個から  
承ります。



HOTEL  
グランデはがくれ  
Grande Hagakure

■ご予約・お問い合わせ  
TEL 0952-25-2212  
www.grande-hagakure.com  
info@grande-hagakure.com  
〒840-0815 佐賀市天神2丁目1番36号



「SAGAおいし〜と食事券」が  
グランデはがくれの宅配弁当・  
仕出し御膳でも利用できるよう  
になりました。 ※法事などのセレモニーに  
伴う利用は対象外です。



Grande Hagakure

# Wedding Plan



上質な結婚式を挙げたい方へ

## 教職員様 限定プラン

2親等以内のご親族様が  
教職員の場合も  
ご利用いただけます。

It's a special project only for now  
Grande Hagakure 2021 SPECIAL WEDDING PLAN

適用期間

2022年3月31日(木)まで

※本プランは、佐賀県の教育委員会ならびに学校に勤務する職員の方、およびその2親等以内のご家族の方限定です。

80名様 1,450,000円(税別)

※1名様増 15,000円(税別)

Contents of the plan

プランに含まれるもの

- 披露宴会場 ●両家ご親族様控室 ●ブライズルーム利用料 ●婚礼料理
- フリードリンク ●カクテルバー ●ウェルカムドリンク ●ウエディング生ケーキ
- キャンドルサービス ●メイン装花 ●テーブル装花 ●ケーキ&キャンドル装花
- テーブルカラーコーディネート ●ご芳名帳 ●席次表 ●席札 ●メニュー表
- ゲストセット ●ブライズアテンダント ●記念写真(2枚1組2ポーズ) ●音響照明
- 司会料 ●サービス料

新郎・新婦・ご両親いずれかが教職員の場合  
さらに補助あり!

豪華ご成約特典  
挙式料50%割引  
挙式衣裳サービス  
(新郎1点・新婦1点)  
婚礼料理&ドリンク  
グレードアップなど

30名様からの少人数プランも  
ご用意しております。

詳しくは予約課(ブライダル担当)までお問い合わせください。



HOTEL  
グランデはがくれ  
Grande Hagakure

ご予約・お問い合わせ  
TEL0952-25-2212  
www.grande-hagakure.com  
info@grande-hagakure.com  
〒840-0815 佐賀市天神2丁目1番36号



ホームページは  
こちらから!  
グランデはがくれ 検索  
Instagram  
Instagramで最新の  
情報をチェック!!

